

1. 推進協議会

(1)設置の主旨と目的

那珂川町では、現在、市制施行へ向けて住民の皆さまから満足いただける住民サービスの提供を目指して取り組みを進めています。その中で、子育て支援に関しては子育て世帯の割合の多い本町においては重要な分野の一つと考えています。

平成 21 年度には子育て支援に関わる施策を推進するために、「那珂川町次世代育成支援地域行動計画（後期計画）」（以下、「次世代計画」という。）を策定し、平成 23 年度からは計画の検証を行うとともに、那珂川町に必要な子育て支援の取り組みは何か、子育てに係わる各分野の皆さまから意見や提案を伺う場として推進協議会を設置しました。

また、平成 25 年度から 26 年度にかけては「那珂川町第二次次世代育成支援地域行動計画」（以下、「第二次次世代計画」という。）を策定しましたが、この計画は「次世代計画」を受け継ぐ形で、平成 27 年 4 月から開始しています。今後は、推進協議会において「第二次次世代計画」の検証を行っていく予定です。

(2)位置付け

本協議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定並びに「那珂川町子育て支援推進協議会設置条例」（平成 23 年条例第 12 号）に基づき設置された那珂川町の附属機関です。

2. 会議

(1)会議の開催回数

会議は、平成 29 年度は年 4 回程度の開催を予定しています。会議の内容や進行状況によっては、回数が増減することも考えられますので、あらかじめご了承願います。

(2)会議の開催日時

会議の具体的な開催日時については、それぞれの委員の皆さまができるだけ参加しやすい日時を設定したいと考えており、調整のうえ決定します。

3. 委員

(1)委員の任期

協議会委員の任期は、「那珂川町子育て支援推進協議会設置条例」に基づき 2 年となっています。

(2)委員の報酬・手当など

協議会委員は特別職の職員（非常勤）となり、「那珂川町特別職の職員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和 46 年条例第 4 号）に基づき、報酬（月額 4,100 円）費用弁償（月額 1,700 円）を支給いたします。

(3)事故等について

職務上に発生した災害に対する補償等については、「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例」（昭和 43 年条例第 19 号）の規定に準ずることになります。